

# 福祉

## 障がいがあるひとのための福祉

保健福祉課（町保健福祉センター内）  
Tel.0254-27-6511

### ■相談窓口

手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の申請をしたいとき、医療費の助成を受けたいとき、車いすなどの補装具が必要なとき、ホームヘルプサービスなどのサービスを利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っているなど、いろいろな相談に応じます。

- ・保健福祉課 Tel.0254-27-6511
- ・障害者支援センター（聖籠町社会福祉協議会内）  
Tel.0254-27-8806

### ■身体障害者手帳

身体に障がい（肢体、視覚、聴覚、音声、言語、内部など）のある人に障がいの程度により、1～6級に区分された手帳が交付されます。手帳の交付を受けると、各種の福祉制度を利用することができます。

### ■療育手帳

知的障がいのある人に交付され、障がいの程度によりA（重度）、B（中・軽度）に区分され、いろいろな援護制度が受けられます。

### ■精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたって日常生活や社会生活に制約がある人に、障がいの程度によって、1～3級に区分された手帳が交付されます。統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病その他の精神疾患のすべてが対象ですが、知的障害は含まれません。

等級により優遇措置や生活保護の障がい者の加算の認定などを受けることができます。

### ■自立支援医療

（精神通院医療・更生医療・育成医療）

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として、医療費の1割が自己負担となります。ただし、継続的に相当額に医療費負担が生じる場合や、所得などに応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

### ■重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳1～3級、療育手帳Aまたは、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が、病院などで診察を受けたときの医療費の一部を助成します。

### ■特別障害者手当

20歳以上の在宅の人で、重度の障がい重複しており日常生活に常時介護を必要とする人に支給されます。

- \*支給額 月額27,200円
- \*支給月 2月・5月・8月・11月

### ■障害児福祉手当

20歳未満の重度の障がい児で、日常生活に常時介護を必要とする児童に支給されます。

- \*支給額 月額14,790円
- \*支給月 2月・5月・8月・11月

### ■特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給されます。

\*支給額（障がい児一人につき）

1級/月額51,450円

2級/月額34,270円

なお、物価スライドにより改定されることがあります。

- \*支給月 4月・8月・11月
- \*手続き先 子ども教育課

### ■心身障害者扶養共済制度

心身障がい児などの保護者が加入者となり、万一の際、後に残された障がい児・者に一定の年金を生涯にわたり支給し、生活の安定を図る制度です。

### ■補装具費の支給

身体障害者手帳所持者で、補装具の購入または修理が必要な場合、町に申請し認められると、その費用について補装具費が支給されます。

その場合、障がい者または、障がい児の保護者は費用の1割を負担します。ただし、障がい者などの収入によって、負担が軽減される場合があります。

### ■在宅重度心身障害者介護手当

在宅の重度心身障がい者を介護している人に対して支給されます。

- \*支給額 所得税非課税世帯 月額10,000円  
所得税課税世帯 月額5,000円
- \*支給月 8月・12月・4月

### ■精神障害者入院費助成

精神の障がいをお持ちの方で、入院治療を受けている方および保護者へ入院費を助成します。

- \*支給額 医療保険適用分の自己負担限度額  
(月額20,000円上限)

## ■自立支援医療費助成

自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）受給者の医療費の自己負担額から、1/2を助成します。（重度心身障害者医療費の助成を受けている人は対象になりません。令和2年10月の診療にかかる医療費から、住民税課税世帯の方は、対象にならなくなります。）

\*申請締切 4月・8月・12月の各10日まで

## ■特殊障害者器具装着費用助成

人工肛門および人口膀胱の器具を装着した人に助成します。

\*助成額 装着費用の2分の1

## ■心身障害(児)者施設入所に伴う保護者訪問時の交通費助成

心身障がい者で施設に入所している人の保護者が施設を訪問した場合の交通費を助成します。

## ■じん臓機能障害者交通費助成

じん臓機能障がいのために通院したときにかかる交通費を助成します。

\*支給額 実費(月額4,000円を上限とします)

\*支給月 7月・10月・1月・4月

## ■障害者住宅整備資金の貸付

障がい者または障がい者と同居する世帯に対し、障がい者の住宅環境を改善するため、障がい者の専用居室などを増改築または改造するために必要な経費の貸付を行います。

## ■障害福祉サービス

\*介護給付…障がい程度が一定以上の人に生活上また療養上の必要な介護を行います。

\*訓練等給付…身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

①身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神疾患を有する者などであれば、上記のサービスを受けることができます。

②介護保険でサービスを受けられる場合は対象となりません。

利用者負担額は原則事業費の1割です。ただし、収入により負担が軽減される場合があります。

## ■障害児通所サービス

\*児童発達支援…療育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援を行います。

\*医療型児童発達支援…肢体不自由がある障がい児に機能訓練や医学的支援を行います。

\*放課後等デイサービス…就学中の障がい児に、授業の終了後や夏休み等の休日に生活能力向上のために必要な訓練を行います。

## ■難聴者補聴器購入費助成

18歳以上の身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴者（両耳の聴力レベルがそれぞれ50デシベル以上70デシベル未満の者）に対し、補聴器の購入費を助成します。補聴器購入費用の1/2を助成し、上限額は住民税課税世帯の方は20,000円、住民税非課税世帯の方は30,000円です。

## ■地域生活支援事業

地域や利用者の実情に応じて、町が実施する事業です。

### ●相談支援事業

福祉サービスの利用援助など、障がい者や障がい児の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

### ●コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者などに対し、手話奉仕員などを派遣します。

### ●日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人などに、日常生活用具の給付または貸与を行います。

※介護保険で貸与できる場合は対象となりません。

### ●移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行います。

### ●地域活動支援センター事業

創作的・生産的活動の場を提供、社会交流の促進などの便宜を図ります。

### ●訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の障がい者に対し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。

### ●更生訓練費給付事業

就労移行支援、自立訓練の支給決定者または身体障害者更生援護施設に入所している人に、更生訓練費を支給します。

### ●施設入所者就職支度金給付事業

身体障害者更生援護施設に入所または通所している人が訓練を終了し、または就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給します。

### ●生活サポート事業

介護給付費の未受給者で、日常生活に関する支援および家事などの必要な支援を行います。

### ●社会参加促進事業

身体障害者手帳概ね4級以上の人に対し、自動車運転免許の取得に要した費用などの3分の2を助成します（上限額10万円）。また、重度の障がい者に対して、自動車改造費の助成を行います。

### ●日中一時支援事業

障がい者や障がい児を一時的に預かり、日中活動の場を提供します。家族の就労支援や一時的な負担軽減を図ります。

### ●成年後見人制度利用支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度を利用するときに、審判の申立や費用、後見人への報酬の助成など、必要な支援を行います。

## ■福祉タクシー利用および自動車燃料費助成

身体障害者手帳（1級、2級、3級の一部）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳所持者にタクシー券または燃料費助成券を交付します。（じん臓機能障害者交通費助成、リフト付きタクシー利用助成を受けている人は対象となりません。）

### \* 助成額（1枚あたり700円）

タクシー券／年間36枚（一月あたり3枚）

燃料費助成券／年間18枚（二月あたり3枚）

## ■その他の障がい福祉制度

電車・バス運賃の割引などの制度について、詳しくはお問い合わせください。

## 高齢者のための福祉

長寿支援課（町保健福祉センター内）

TEL0254-20-7433

## ■高齢者生きがい交流事業

高齢者に気がねなく集まっていたいただき、寝たきり・認知症の予防のため、生きがい活動・レクリエーションなどを行います。

\* 対象者 概ね65歳以上の高齢者

\* 実施場所 聖籠町高齢者生きがい交流センター  
（聖籠町大字亀塚30-9）

\* 開館日 毎週月～土曜日（祝日除く）

\* 開館時間 午前9時～午後4時30分

\* 利用料 無料

## ■生きがい型デイサービス

高齢者などの寝たきり・認知症の予防のために食事の提供・レクリエーションなどのサービスを行います。

\* 対象者 概ね65歳以上の高齢者

\* 実施場所 聖籠町地域交流館「なごみの家」

\* 利用日 毎週火～金曜日

\* 利用料 700円（給食サービス含む）

## ■寝たきり・認知症老人介護者手当の支給

要介護者と同居している家族に、介護に伴う費用の助成として、介護者手当を支給します。

\* 対象者 介護保険法による要介護認定で要介護度3以上の認定を受けた要介護者と同居する方

\* 支給額 所得税非課税世帯 月額10,000円

所得税課税世帯 月額5,000円

\* 支給月 8月・12月・4月の年3回

## ■寝具乾燥消毒サービス

寝具の乾燥消毒サービスを

\* 対象者 在宅で常時寝たきりの状態にある、概ね65歳以上の高齢者

\* 実施月 月1回（うち1回水洗）

\* 利用料 無料

## ■おむつ支給サービス

寝たきり・認知症などにより、常時おむつで排せつをしている方に、紙おむつ引換券を発行します。

\* 対象者 在宅で寝たきり・認知症などで常時おむつを使用している65歳以上の高齢者

\* 支給品目 2,500円（税込2,750円）相当の紙おむつ（ただし、上記金額を超えた分については、自己負担となります。）

## ■日常生活用具の給付

日常生活をより安全・快適に過ごすために、日常生活用具の給付を行います。

\* 対象者 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など

\* 支給品目 電磁調理器、火災報知器、自動消火器

\* 利用料 生計中心者の課税状況により、それぞれ、無料・一部負担・全額負担

## ■高齢者応援手当の支給

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に支給します。

\* 対象者 次の全ての条件に該当する方

（1）手当を支給する年度の4月1日時点において、聖籠町内に住所を有する方又は住所地特例により聖籠町外の介護保険施設に入所している方。

※介護保険法の住所地特例により、聖籠町内の介護保険施設等に入所している方は対象外です。

（2）手当を支給する年度の11月30日において、65歳以上である方

（3）介護保険料を完納している方

\* 支給額 手当を支給する年度ごとに、対象者が支払う介護保険料の段階区分に応じて、予算の範囲内で決定します。

## ■緊急通報装置の貸与

急病や災害などの緊急時に迅速・適切な対応が図れるよう、緊急通報装置を貸与します。

\* 対象者 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など

\* 利用料 月額500円（利用者が住民税非課税の場合は無料）

## ■徘徊高齢者探索装置の貸与

認知症の高齢者が徘徊した場合、早朝に発見することにより事故防止が図れるよう、徘徊高齢者探索装置（発信機など）を貸与します。

\* 対象者 徘徊行動の見られる認知症の高齢者を介護している家族および親族

\* 利用料 月額500円（住民税非課税世帯の場合は無料）

## ■高齢者タクシー利用料金の助成

高齢者の外出支援及び社会参加を促進するため、タクシー利用料金の一部を助成します。

**\*対象者** 次の全ての条件に該当する方

- ① 聖籠町内に住所がある方
- ② 満 80 歳以上の方 ※満 80 歳の誕生日以降に申請できます。
- ③ 運転免許証を保有していない方
- ④ 介護保険施設などに入所していない方
- ⑤ 町および社会福祉協議会が実施する類似の移動支援助成を受けていない方

**\*助成額** 1枚700円のタクシー利用助成券を1月あたり3枚交付します。  
例えば、10月に交付を決定した場合は18枚(6か月分)となります。

## ■高齢者フレイル対策事業

高齢者のフレイル状態となることを防ぐため、体操による運動機能の維持・向上や健康増進について学ぶサービスを行います。送迎あり。

※フレイルとは…健常から要介護へ移行する中間の段階のこと

**\*対象者** 次の全ての条件に該当する方

- ① 聖籠町内に住所があること
- ② 概ね 65 歳以上であること
- ③ フレイル状態の予防が必要な方であること

**\*実施場所** 聖籠町保健福祉センター

**\*実施日** 毎週月・火・水・金曜日  
午前の部 10時～11時30分  
午後の部 1時30分～3時

**\*利用料** 75歳以上…無料  
74歳未満…100円

## ■高齢者等ごみ出し支援事業

ごみをごみステーションまで持っていくことができないひとり暮らし高齢者や障がい者のみの世帯などで、他の方からごみ出しを支援受けられない場合に、ごみ出し支援を行います。

**\*対象者** ・65歳以上の要支援・要介護認定を受けたひとり暮らし世帯または高齢者のみ世帯  
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者のひとり暮らし世帯または障がい者のみ世帯

**\*収集回数** ・可燃ごみ 週1回  
・不燃ごみ 月1回  
・資源ごみ 月1回

## ■高齢者および障がい者住宅整備費用の助成

在宅の身体機能が低下した高齢者および身体障がい者のために、住宅を改築する場合、その整備(改造)にかかる費用に対して助成を行います。

ただし、世帯の収入状況によって、女性の制限があります。(世帯員の合計収入が600万円を超える場合は、助成を受けられません)

**\*対象者** ・介護保険法の要介護認定・要支援認定を受けている人

・身体障害者手帳1級・2級を受けている人で、日常生活に介護を必要とする人

**\*対象経費** トイレ・浴室の改造、廊下の段差解消、手すりの設置など、高齢者・障がい者の生活を安全・快適なものにするためにかかる費用

**\*助成額** 対象費用に対して、その世帯の収入状況に応じて助成額を決定します。(助成額については予算の範囲内とします)

## ■高齢者住宅整備資金の貸付

高齢者専用居室を増築または改築する場合、そのために必要な経費の貸付を行います。

**\*対象者** 60歳以上の親族である高齢者と同居していて、高齢者の専用居室を必要としているが、自力での増築または改築が困難である人

**\*対象経費** 資金の貸付を受ける者が、所有・居住する住宅において、高齢者専用居室を増築または改築するために必要な経費

**\*貸付限度額** 250万円

## ■長寿祝金の支給

町内に居住する高齢者の長寿を祝い、長寿祝金を支給します。

**\*対象者** 本町に引き続き6か月以上住所を有する90歳以上(毎年9月1日現在)の高齢者

**\*祝金額** ・90歳以上94歳までの方 1万円  
・95歳以上の方 2万円

## ■地域包括支援センター

●町保健福祉センター内 TEL 27-6521

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う機関です。主に保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員が、身近な相談窓口、医療と介護の連携、権利擁護や虐待への対応、支援困難事例への対応など必要な援助・支援を総合的に行います。また、生活機能が低下し介護が必要となるおそれがある高齢者を様々な方法で早期に把握し、自立した生活が継続できるよう介護予防サービスの利用などの援助を行います。

**\*主な4つの機能**

①介護予防マネジメント

介護が必要とされる人や介護や支援が必要となるおそれのある人に対し様々なサービスの計画を立てて、要介護状態の悪化予防と要介護状態となることの予防を図ります。

②総合相談・支援

福祉に関する様々な相談に応じます。相談内容に応じて、保健所、医療機関、介護サービス事業者などの必要なサービスや制度が利用できるよう援助を行います。

③権利擁護事業(社会福祉士を中心に対応します)

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業

を行います。

#### ④包括的・継続的マネジメント

(主任ケアマネジャーを中心に対応します)

高齢者の一人ひとりの状態に応じた支援を行うため、ケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例などについてケアマネジャーへの助言・指導、地域のケアマネジャーネットワークづくり、医療との連携など、様々な調整業務を行います。

#### ■養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者で、家庭環境や経済場などの理由により、家庭で生活することが困難と認められた方は、養護老人ホームに入所することができます。

##### \* 聖籠町から入所できる施設

養護老人ホーム『あやめ寮』(新発田市)

養護老人ホーム『ひめさゆり』(胎内市)

養護盲老人ホーム『胎内やすらぎの家』(胎内市)

##### \* 負担額

本人および扶養義務者の課税状況に応じて決定されます。

## 民生委員・児童委員

地域の皆さんが安心して暮らせるように、社会福祉に関するいろいろな問題について相談に応じてくれます。

民生委員は厚生労働大臣から委嘱されるもので、私たちの町には、24人の民生委員(民生委員は児童委員も併せて委嘱されます)が委嘱を受け活躍しています。

生活の中で困ったことがありましたら、一人で悩まず地域を担当されている民生委員にご相談ください。解決の糸口が見つかるものと思います。もちろん、相談の内容は他人に知られる心配はありません。また、相談は無料です。

## 社会福祉協議会

聖籠町大字諏訪山1560-3(結いハート聖籠内)

Tel.0254-27-6767

地域福祉の拠点づくりに活躍する社会福祉協議会は、ボランティアの育成、障がいを持つ人の社会参加の促進、母子・父子家庭の仲間づくり、高齢者社会への体制づくりを積極的に推進しており、次の業務などを行っています。

なお、毎年各世帯に500円の会費のご協力をお願いし、区長さんをとおして集めさせてもらっています。貴重な運営費となっていますので、ご協力をお願いします。

#### ■ひとり暮らし・要援護世帯老人給食サービス

給食ボランティアの方が、ひとり暮らし高齢者・高齢者等世帯に月3回(第2・第3・第4木曜日)に夕食のお弁当を届けながら、安否の確認を行っています。

\* 負担金 1食 200円

#### ■リフト付きタクシー利用者への助成

身体障がい者で、車いすまたはストレッチャーを常時使用している方が対象です。

\* 助成額 利用料金の2分の1

(支給限度額5000円まで)

#### ■身体障がい者(児)おむつ支給サービス

在宅の身体障がい者(児)で、常におむつを使用している方に支給します。

\* 負担金 無料

\* 支給月 5月・8月・11月・2月(年4回)

#### ■たすけあい資金の貸付

一時的に生活に困窮している世帯を対象につなぎ資金として貸付を行っています。

\* 貸付限度額 70,000円

(ただし、単身世帯は30,000円以内)

\* 貸付期間 2年以内

(ただし、30,000円以下は1年以内)

\* 貸付利息 無料

#### ■共同募金の実施

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を実施しています。

#### ■心配ごと相談所の開催

町の心配ごと相談員や弁護士が、日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

\* 相談日 隔月第3水曜日(祝日の場合は翌日)  
(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

\* 時間 午後1時~4時

\* 場所 結いハート聖籠内

\* 弁護士相談 年8回(5月・6月・7月・9月・10月・11月・1月・3月)

\* 時間 午後1時~4時

\* 開催の都度、広報などでご案内します。

#### ■ボランティア活動への支援および育成

\* 各種ボランティア活動への育成支援

\* 各種ボランティア講座の開設

#### ■各福祉団体の事務および助成

\* 町共同募金委員会への協力

\* 老人クラブ連合会への助成と協力

\* 身体障がい者団体福祉会への助成と協力

\* 町赤十字奉仕団への協力

\* 手をつなぐ親の会への協力

#### ■聖籠町杉の子の家の運営

障がい者の皆さんの作業活動、生活訓練、社会参加の場として運営されています。